

「神戸市公共建築工事共通費積算基準」等の改定について

I. 改定概要

(1) 神戸市公共建築工事共通費積算基準

- ① 共通仮設費率に含まれるものとして安全用品等（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）を
追加
- ② 共通仮設費率に含まれないものとして引込み用開閉器の二次側の架空線防護に要する費用を
追加
- ③ 共通仮設費及び現場管理費の算定に用いる工期に含む猛暑による作業不能日数を、特記仕様書に明示する取扱いに変更（※適用する特記仕様書は令和 9 年 1 月改訂（予定））
- ④ 一般管理費等算定方法の変更
 - ・ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事の算定式を変更
 - ・ 合併発注時は、工事種別ごとの工事原価に対する一般管理費率により算定した額の合計額とする

(2) 神戸市建築工事積算要領

- ① 「下請経費」の名称を「専門工事業者等の諸経費」に変更
- ② 複合単価における「その他」の率を「専門工事業者等の諸経費」の率に変更
- ③ 市場単価の一部を単位施工単価へ変更
- ④ その他、構成及び記載内容の見直し

II. 適用日

令和 9 年 4 月 1 日以降に公告する工事